株式会社 東邦システムサイエンス

証券コード：4333

第51回 定時株主総会招集ご通知

日時 2022年6月23日(木曜日)
午前10時

場所 東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷(私学会館)
4階 鳳凰の間

議決権行使が簡単に！
「スマート行使®対応」
スマートフォンからQRコード®を読み取ることで、議決権を簡単にご行使いただけます。

目次

株主総会参考書類…… 5
第1号議案　剰余金配当の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役7名選任の件
第4号議案　監査役1名選任の件
事業報告……16
計算書類……34
監査報告書……48

新型コロナウイルス感染防止への対応について
株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染予防の観点から、可能な限り書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、当日ご出席される株主様におかれましては、流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ

平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を
2022年６月23日（木曜日）に開催いたしますので、
ここに招集のご通知をお届けいたします。

ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

2022年６月７日

代表取締役社長　小坂 友康

当社の目指す姿

基本理念

一．私達は誠意を尽くしてお客様の要望に応え、信頼され満足していただくことを最上の喜びとします。
一．私達は豊富な知識と技術を以て、持続可能な未来社会の創造に貢献します。
一．私達は仕事に対して常に誇りと生きがいを持ち、会社の繁栄と豊かな生活を目指します。

経営ビジョン

お客様が求める価値を共に創造し実現すると共に、その先にある社会課題の
解決を図り、持続可能な未来社会を創造する

経営方針

我々は確かな業務力とIT技術力で、お客様の求めるニーズを創り出すと共に、その
ニーズを満たすシステムを構築する技術者集団になる

行動指針

変化を恐れず　挑戦を厭わず　対話を重ね　協調・共創する　全てを楽しみながら

スローガン	お客様と共に未来を創る

(証券コード　4333)
2022年６月７日

株　主　各　位

東京都文京区小石川一丁目12番14号
株式会社東邦システムサイエンス
代表取締役社長　　小　坂　友　康

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染予防の観点から、可能な限り書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、当日ご出席される株主様におかれましては、流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

なお、議決権行使に際しましては、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2022年６月22日（水曜日）午後５時30分までに行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2022年６月23日（木曜日）午前10時

２．場　　所　東京都千代田区九段北四丁目２番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）４階　鳳凰の間
(末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)

３．目的事項

報告事項　第51期（自2021年４月１日至2022年３月31日）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金配当の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役７名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件

以　上

1.　本招集ご通知の内容は、早期に情報をご提供する観点から、発送に先立ってインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしました。
2.　株主総会参考書類及び事業報告・計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。
3.　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使の方法についてのご案内

株主総会にご出席される場合

株主総会へ出席

株主総会開催日時

2022年６月23日（木）
午前10時

同封の議決権行使書用紙を切り離さずに会場受付にご提出ください。

株主総会にご出席されない場合

書面による議決権行使

議決権行使期限

2022年６月22日（水）
午後５時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

「スマート行使」によるご行使

議決権行使期限

2022年６月22日（水）
午後５時30分まで

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

インターネットによるご行使

議決権行使期限

2022年６月22日（水）
午後５時30分まで

パソコンまたはスマートフォンから、
議決権行使ウェブサイト

https://www.web54.net

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

▶ 重複して行使された議決権の取扱いについて

(1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人　三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

議決権行使について　0120-652-031（9:00～21:00）　その他のご照会　0120-782-031（平日9:00～17:00）

「スマート行使」によるご行使

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「**スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®**」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

2 議決権行使ウェブサイトを開く

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

3 各議案について個別に指示する

4 全ての会社提案議案について「賛成」する

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

確認画面で問題なければ「**この内容で行使する**」ボタンを押して行使完了!

> 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

インターネットによるご行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

https://www.web54.net

2 ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

3 パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要な事項と認識し、安定的な配当の維持及び業績に見合った適正な利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の利益水準や財政状態等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
   当社普通株式１株につき　　金15円
   総額　金181,592,670円
   なお、2021年12月に１株当たり15円の中間配当を実施しておりますので、１株当たりの年間配当は30円となります。

2. 剰余金の配当が効力を生じる日
   2022年６月24日

第２号議案　定款一部変更の件

1.　提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年９月１日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2.　変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第18条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削除）
（新設）	（電子提供措置等） 第18条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
（新設）	（附則） 1．変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第18条（電子提供措置等）の新設は、2022年９月1日から効力を生ずるものとする。 2．前項の規定にかかわらず、2023年２月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 3．本附則は、2023年３月１日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第３号議案　取締役７名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役５名全員は任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため２名増員し、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位		取締役会出席率
1	小坂友康（こさかともやす）	再任	代表取締役社長		100% (17／17)
2	田邊直樹（たなべなおき）	再任	取締役		100% (17／17)
3	笹沼一寿（ささぬまかずひさ）	新任	—		—
4	渡邉一彦（わたなべかずひこ）	再任	取締役		88% (15／17)
5	下島文明（しもじまぶんめい）	再任	取締役	社外　独立	100% (17／17)
6	中森伸一（なかもりしんいち）	新任	—	社外　独立	—
7	柳瀬俊也（やなせとしや）	新任	—	社外　独立	—

候補者番号
1

小坂友康（こさかともやす）　(1966年１月22日生)

再 任

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年４月　当社入社
2007年４月　当社　ＩＴ推進部長
2010年４月　当社　第五事業部長兼ＩＴ推進部長
2011年４月　当社　執行役員第六事業部長兼ＩＴソリューション三部長
2015年４月　当社　常務執行役員第一統括事業部長
2016年４月　当社　専務執行役員営業開発本部長
2016年６月　当社　取締役
2018年４月　当社　代表取締役社長執行役員（現任）

所有する当社株式の数

70,382株

取締役候補者の選任理由

小坂友康氏は、2018年より当社の代表取締役社長を務め、営業部門・開発部門を統括していた経験と実績により、事業成長のための経営ビジョンの立案・実現に向け、強力なリーダーシップで牽引し、また当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行してまいりました。今後も事業運営に対する高い見識と豊富な知見により当社を継続的な成長に導くことができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号
2

田邊直樹（たなべなおき）　(1962年９月５日生)

再 任

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年４月　当社入社
2010年４月　当社　総務部長
2014年４月　当社　執行役員管理本部副本部長兼人事部長
2016年４月　当社　執行役員管理本部長兼人事部長
2017年４月　当社　常務執行役員管理本部長兼人事部長
2018年４月　当社　常務執行役員管理本部長（現任）
2018年６月　当社　取締役（現任）

所有する当社株式の数

64,630株

取締役候補者の選任理由

田邊直樹氏は、長年にわたり管理本部長として当社の管理部門を牽引し、その豊富な経験から当社の経営・管理全般にその能力を発揮しております。内部統制、リスク管理、コンプライアンスへの対応を含めた当社のコーポレート・ガバナンスの強化・運営にその能力を発揮できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号
3

笹沼一寿（ささぬま かずひさ）　(1970年９月26日生)

新 任

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1992年４月　当社入社
2011年４月　当社　ＩＴソリューション四部長
2016年４月　当社　第三事業部長兼ＩＴソリューション二部長
2017年４月　当社　執行役員第三事業部長兼新技術調査室長
2018年４月　当社　執行役員第四事業部長兼先端技術開発室長
2019年４月　当社　執行役員プロジェクト革新室長
2020年４月　当社　執行役員第六事業部長
2020年10月　当社　執行役員営業開発本部副本部長兼第六事業部長
2021年４月　当社　常務執行役員営業開発本部長（現任）

所有する当社株式の数

15,447株

取締役候補者の選任理由

笹沼一寿氏は、2021年より営業開発本部長を務め、強力なリーダーシップと統率力により当社の営業部門・開発部門を牽引しております。当社社員からの信頼も厚く、新技術・先端技術に対する知見も豊富で、かつプロジェクトマネジメントにも長けており、その手腕を経営に活かして当社を成長に導くことができると判断し、今回新たに取締役候補者といたしました。

候補者番号
4

渡邉一彦（わたなべ かずひこ）　(1944年５月４日生)

再 任

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1967年４月　東邦生命保険相互会社入社
1996年４月　当社　顧問
1996年６月　当社　代表取締役社長
1999年10月　株式会社ティエスエス・データ・サービス　代表取締役社長
2000年６月　同社　代表取締役会長
2002年６月　当社　ＣＥＯ
2002年６月　株式会社ティエスエス・データ・サービス　代表取締役社長
2006年４月　当社　代表取締役会長
2006年４月　株式会社ティエスエス・データ・サービス　代表取締役会長
2009年４月　株式会社インステクノ　取締役
2011年４月　当社　取締役相談役
2018年４月　当社　取締役（現任）

所有する当社株式の数

426,180株

取締役候補者の選任理由

渡邉一彦氏は、当社の代表取締役社長及び代表取締役会長を務める等、経営者としての豊富な経験と実績を持ち、幅広い経験と高い見識に基づき、経営全般に関する助言を行っております。今後も実績に裏付けられた的確な視点を経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号
5

しも　じま　ぶん　めい
下　島　文　明　(1953年１月10日生)

再 任　社 外　独 立

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1976年 4 月　富士通株式会社入社
2006年 4 月　同社　関西営業本部長
2007年 6 月　同社　経営執行役
2009年 6 月　同社　経営執行役常務
2013年 6 月　富士通フロンテック株式会社　代表取締役社長
2017年 6 月　同社　常任顧問
2018年 6 月　同社　顧問
2020年 6 月　当社　取締役（現任）

所有する当社株式の数

1,073株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

下島文明氏は、大手コンピュータメーカー出身で業界事情や最先端のICT技術にも明るく、金融・流通・公共分野にも精通し、企業経営者としての幅広い経験と高い見識・倫理観を有することから、当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。同氏には、経営経験者としての経験と見識を活かし、筆頭社外取締役として経営的な視点から取締役会等の重要な会議でご発言いただき当社の経営計画の進捗等につき監督していただくことを期待しております。今後も当社経営への適切な助言及び業務執行の適切な監督をしていただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号
6

中森伸一（なかもり しんいち）　(1955年6月11日生)

新任　社外　独立

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年 4 月　富士通株式会社入社
2002年 6 月　同社　プラットフォーム事業推進本部ビジネス推進統括部長
2005年 7 月　同社　プラットフォームソリューションセンター長代理
2007年 4 月　同社　ストレージシステム事業本部長代理
2009年 2 月　同社　パートナービジネス本部長代理
2009年 6 月　富士通コワーコ株式会社　代表取締役社長

所有する当社株式の数

0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中森伸一氏は、大手コンピュータメーカー出身で、そのサービス事業関連のグループ会社の代表取締役を務められ、企業経営者としての豊富な経験と優れた人格、高い倫理観を有しております。同氏には、取締役会にて当社経営への適切な助言及び業務執行の適切な監督をしていただくこと、また当社の事業に不可欠となる人財開発の強化・推進をさらに図るため、人財の育成や人事制度設計等に助言いただくことを期待しております。それらの理由により今回新たに社外取締役候補者といたしました。

候補者番号
7

柳瀬俊也（やなせ としや）　(1962年2月22日生)

新任　社外　独立

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年 4 月　大正海上火災保険株式会社（現三井住友海上火災保険株式会社）入社
2016年 4 月　同社　理事　ＩＴ推進部長
2019年 4 月　ＭＳ＆ＡＤシステムズ株式会社　代表取締役社長　社長執行役員

所有する当社株式の数

0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

柳瀬俊也氏は、大手損害保険会社出身で、長年損害保険業務に従事されており、その分野に精通されているだけでなく、大手損害保険会社のシステム関連会社の代表取締役社長も務められ、企業経営者としての豊富な経験と優れた人格、高い倫理観を有しております。同氏には、取締役会にて当社経営への適切な助言及び業務執行の適切な監督をしていただくこと、また当社のデジタルビジネスへの注力をさらに図るため、専門的な経験と高い見識に基づき、損害保険分野のシステム開発にかかる戦略の立案など具体的な施策に至るまで助言いただくことを期待しております。それらの理由により今回新たに社外取締役候補者といたしました。

（注）1.　各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 下島文明氏、中森伸一氏及び柳瀬俊也氏は、社外取締役候補者であります。
当社は、下島文明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、中森伸一氏及び柳瀬俊也氏についても、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
下島文明氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。
4. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令等に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害は填補されません。なお、すべての被保険者についてその保険料を当社が全額負担しております。各取締役候補者が取締役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の保険期間は2022年12月８日までですが、同程度の内容で更新することを予定しております。

第４号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役高橋誠、田﨑稔の両氏は任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

兵働広記（ひょうどう ひろき）　（1961年９月14日生）

新任　社外　独立

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1985年４月　バロース株式会社（現ＢＩＰＲＯＧＹ株式会社）入社
1991年４月　同社　ＪＲ東日本担当　営業所長
1995年４月　同社　東京電力担当　営業所長
2002年４月　同社　東京電力担当　営業部長
2003年４月　同社　東京電力担当　営業部長兼マーケティング部長
2005年４月　同社　経営企画部　経営企画室長
2010年４月　同社　経営企画部長
2012年４月　同社　執行役員　経営企画部長
2015年４月　同社　執行役員　ビジネスエコシステム事業部長
2016年４月　同社　執行役員　支社店担当兼関西支社長

所有する当社株式の数

0株

社外監査役候補者の選任理由

兵働広記氏は、大手コンピュータメーカー出身で、長年、社会・公共インフラ部門を担当され、また経営企画部門を経て企業経営に携わるなど、豊富な経験、高い見識・倫理観を有しております。同氏には、専門的な経験に基づき、当社経営に対し、適切な助言とともに実効性の高い監査を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、今回新たに社外監査役候補者といたしました。

（注）1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 兵働広記氏は、社外監査役候補者であります。
なお、兵働広記氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令等に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害は填補されません。なお、被保険者についてその保険料を当社が全額負担しております。監査役候補者が監査役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の保険期間は2022年12月８日までですが、同程度の内容で更新することを予定しております。

以　上

（ご参考）

株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

※本招集ご通知記載の候補者を原案どおりすべてご選任いただいた場合、各取締役の専門性と経験は次のとおりとなります。

		企業経営経験	業務知識（金融・通信等）	デジタル/ＩＴ/ＤＸ	営業	財務・会計	法務・コンプライアンス	人事・労務・人財開発	ＥＳＧ・サステナビリティ・ＳＤＧｓ
小坂友康	執行	●	●	●	●				
田邊直樹	執行					●	●	●	●
笹沼一寿	執行		●	●	●				
渡邉一彦	非執行	●	●		●	●	●	●	
下島文明	独立社外	●	●	●	●				
中森伸一	独立社外	●	●	●	●			●	
柳瀬俊也	独立社外	●	●	●					●

（添付書類）

事　業　報　告

（自　2021年４月１日
至　2022年３月31日）

Ⅰ．会社の現況

1．当事業年度の事業の状況

（1）事業の経過及び成果

当事業年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、ワクチン接種の普及拡大や緊急事態宣言の解除等により徐々に回復の動きがみられたものの、厳しい状況が続きました。

当社が属する情報サービス産業におきましては、特定サービス産業動態統計（2022年２月分確報）によると、売上高は前年同月比5.8％増で11カ月連続の増加、受注ソフトウェアにおけるシステムインテグレーションは同1.6％増加となっており、業種や企業ごとに濃淡はあるものの、業務効率化や生産性向上を目的としたＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）を中心に、システム投資需要が継続しております。

このような環境のもと、当社は売上面では、活況なＤＸ対応案件や基幹系システムの刷新案件、制度対応案件の獲得に向けた営業活動を積極的に行い受注確度を高めてまいりました。利益面については、引き続き在宅勤務により事業の継続性を確保するとともに、自社内への持ち帰り開発を推進し人的リソースの適正化を図りました。加えて、プロジェクト革新室を中心に受注案件の仕損防止を徹底し全社として生産効率を高めてまいりました。

社内業務の効率化の面においては、新たに導入した社内基幹システムの本格運用を開始し、管理負荷の軽減を図りました。また働き方変革においては、健康経営に向けた積極的な取り組みを行うとともに、社員一人ひとりが意欲的に仕事に取り組むことができるよう、新たな人事制度や人財マネジメントシステム要件の検討、トレーナー制度の実施等、キャリア形成を支援する様々な仕組みの整備を行いました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は14,211百万円（前期比16.6％増）、営業利益は1,327百万円（同23.3％増）、経常利益は1,337百万円（同23.2％増）、当期純利益は942百万円（同25.9％増）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

ソフトウェア開発

売上高構成比

売上高 **13,947** 百万円（前期比17.0%増）

当社の中心的なビジネス領域である金融系分野は、売上高10,534百万円（前期比12.5%増）となりました。制度改定や保守領域の拡大が継続した銀行系業務は1,789百万円（同62.4%増）と好調に推移し、システム移行案件や精算系システムが拡大した損害保険系業務は3,776百万円（同7.6%増）、バックオフィス系の業務システム案件が拡大した証券系業務は1,768百万円（同7.6%増）、システム刷新案件や保守領域の拡大が進んだ生命保険系業務は2,703百万円（同2.3%増）、その他金融系業務は495百万円（同7.2%増）と推移しました。

非金融系分野は、売上高3,413百万円（同33.5%増）となりました。大規模なテーマ開発を受注した医療福祉系業務は916百万円（同175.5%増）、クラウド構築やアジャイル開発、データ分析を中心にＤＸ案件の拡大が続いた通信系業務は1,788百万円（同49.7%増）と好調に推移いたしました。

これらの結果、ソフトウェア開発全体の売上高は13,947百万円（同17.0%増）となりました。

情報システムサービス等

売上高構成比

売上高 **263** 百万円（前期比3.2%減）

情報システムサービス等の売上高は263百万円（前期比3.2%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は24,506千円であり、その主なものは、社内システムに係るソフトウェア17,348千円、パソコン等事務機器の購入が2,745千円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

2. 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区分	第 48 期 2019年３月期	第 49 期 2020年３月期	第 50 期 2021年３月期	第 51 期 2022年３月期 (当事業年度)
売上高	12,802,805	11,686,067	12,189,086	14,211,055
経常利益	1,038,944	923,192	1,085,671	1,337,297
当期純利益	651,286	631,594	748,514	942,733
１株当たり当期純利益	53円68銭	52円13銭	61円84銭	77円95銭
総資産額	10,422,545	10,313,591	11,383,663	12,131,513
純資産額	6,836,250	7,081,044	7,579,119	8,122,803
１株当たり純資産額	563円48銭	584円44銭	627円90銭	670円96銭

（注）1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。なお、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

(1) 技術者不足への対応

企業のＩＴ投資が高まるなか、ＩＴ技術者不足は依然として解消しておらず人財の確保が喫緊の課題といえます。また案件の失注等の機会損失が発生しないよう需要にマッチした技術者の育成に取り組む必要があります。特にＤＸ人財の確保は当社の成長の礎であり、高いレベルの技術者をいかに多く確保し、かつ在籍技術者のスキルをいかに高めていくかが、今後の重要な経営課題となります。

そこで当社は、まず、新卒採用及びキャリア採用の活動を強化し、ＩＴ技術者の絶対数を増やしてまいります。さらに、ＤＸを中心とした開発を社内で担う内製化組織（ＤＸ開発推進センター）を設置し、ＤＸ人財の育成を行うとともに、一定規模の請負開発を受託することでリソースの有効活用を図ります。これにより安定的・継続的に企業競争力を高め、さらなる売上・利益の確保を実現してまいります。

(2) 活況なデジタルビジネスへの対応

昨今、データの重要性が非常に高まり、データの利活用の成否が企業の成長力や競争力を左右する時代となりました。また、新型コロナウイルス感染症の流行により急速に社会のデジタル化が進展しました。このような状況のもと、顧客にとっては従来型のＩＴサービスに加え、付加価値向上に直結するデジタルソリューションビジネスの拡大が急務となっております。

そこで当社は、顧客ニーズに適時・的確に応える技術力を保持するとともに、データの収集、分析、活用に関わるビジネスや非対面・非接触のネットサービスビジネス等、顧客にとって付加価値の高い開発エリアに注力してまいります。

(3) 事業ポートフォリオの見直し

当社の生い立ちやこれまでの継続的な取引関係から、当社における中心的な顧客の業界特性として金融系分野があります。近年、この金融系分野は、基幹系システムのマイグレーションが一巡したこと、クラウド化やサービス化の進展等により、受託開発が逓減傾向にあり、また案件規模も中小型化しております。このような状況のもと、当社は持続的な成長を強固なものとするため、事業ポートフォリオの見直しを図ります。

強みを持つ金融系分野は維持拡大を継続しながら、通信系プラットフォーマーをターゲットとしたモバイルビジネスの拡大や公共系システムへの参画など、ＤＸ対応が活況な非金融系分野への領域拡大を積極的に行い、さらなる収益基盤の強化を図ってまいります。

(4) 人月ビジネスからの脱却

クラウド化の進展によりソフトウェアは「作る」から「使う」へとサービスシフトしており、その契約形態もサブスクリプション型がより注目されるようになってきております。

このような状況のもと、当社はボラティリティの高い労働集約型の受託開発だけでなく、安定的に収益を確保できるビジネスモデルを構築するために、自社プロダクトの活用や他社プロダクトとの融合ソリューション等により、サービス提供型ビジネスの創出を図ってまいります。

(5) より高い株式の流動性確保とガバナンスの強化

当社は持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、東京証券取引所の新市場区分において「プライム市場」を選択しました。プライム市場維持に向けて、より高い株式の流動性確保と高度なガバナンス体制の構築が必要となっております。

当社は流通株式時価総額や売買高の向上を図るとともに、取締役会の機能性向上等により、透明性・実効性の高い経営体制を構築してまいります。

(6) サステナビリティ経営の推進

当社は、「お客様と共に未来を創る」をスローガンに事業を推進するなか、新たな価値創造と社会貢献に向けたＥＳＧ活動の推進体系としてサステナビリティ経営を掲げ、今般、「サステナビリティ委員会」を設置いたしました。

そこでは、当社が注力すべき重要課題を特定し、ＥＳＧ要素を事業戦略の中に組み込むことで中長期的な企業価値の向上を図るとともに、企業活動を通じて持続可能な未来社会の実現を目指してまいります。

5. 主要な事業内容（2022年３月31日現在）

区　　分	事　業　の　内　容
ソフトウェア開発	保険・証券・銀行など金融系ユーザ及び通信業向けを中心としたソフトウェア開発業務を行っております。
情報システムサービス等	ユーザのコンピュータの運用管理業務等を行っております。

6. 主要な営業所（2022年３月31日現在）

名　　称	所　　在　　地
本　　社	東京都文京区小石川一丁目12番14号

7. 従業員の状況（2022年３月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
552名	11名増	38.4歳	13.1年

（注）従業員数は就業人員であり、契約社員（16名）を含んでおります。

Ⅱ．株式の状況（2022年３月31日現在）

1. 発行可能株式総数　48,000,000株
2. 発行済株式の総数　12,106,178株（自己株式1,759,814株を除く）
3. 株主数　4,326名
4. 大株主（上位10名）

株　主　名	持 株 数	持株比率
株式会社ＵＨ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ　３	1,149,800株	9.5%
東邦システムサイエンス従業員持株会	1,090,362	9.0
光通信株式会社	1,023,700	8.5
株式会社ＵＨ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ　２	827,200	6.8
日本ユニシス株式会社	585,000	4.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	559,800	4.6
渡邉一彦	426,180	3.5
篠原誠司	400,140	3.3
株式会社野村総合研究所	245,400	2.0
富士通Ｊａｐａｎ株式会社	234,000	1.9

（注）1.　持株比率は発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。
　　2.　日本ユニシス株式会社は、2022年４月１日をもってＢＩＰＲＯＧＹ株式会社に商号変更をしております。

（ご参考）**所有者別株式数**

個人その他	8,099,762株
その他国内法人	4,413,291株
金融機関・証券会社	1,258,421株
外国法人等	94,518株

※自己株式1,759,814株は、「個人その他」に含めております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区　分	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	15,941 株	2 名

Ⅲ．新株予約権等の状況

該当事項はありません。

Ⅳ．会社役員の状況

1．取締役及び監査役の状況（2022年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小坂　友康	社長執行役員
取締役	田邊　直樹	常務執行役員管理本部長
取締役	渡邉　一彦	
取締役	小向　鋭一	
取締役	下島　文明	
常勤監査役	渡辺　敏男	
監査役	高橋　　誠	
監査役	田﨑　　稔	
監査役	木之下　圭	ＭＳ＆ＡＤシステムズ株式会社　常務執行役員　自動車種目共通システム本部副本部長

（注）1．監査役木之下圭氏は、2021年６月23日開催の第50回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
2．取締役小向鋭一氏及び下島文明氏は、社外取締役であります。
3．監査役田﨑稔氏及び木之下圭氏は、社外監査役であります。
4．取締役小向鋭一氏、下島文明氏及び監査役田﨑稔氏、木之下圭氏は、東京証券取引所が規定する独立役員であります。
5．監査役武間久男氏は、2021年６月23日開催の第50回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

2．責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3．補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令等に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害は填補されません。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者であり、すべての被保険者について、その保険料を当社が全額負担しております。

5. 取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）を定めており、その概要は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、常勤取締役の報酬は、基本報酬（金銭報酬）及び株式報酬（非金銭報酬）により構成し、監督機能を担う非常勤取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

取締役の基本報酬については月額の固定報酬としており、代表取締役社長が各取締役の責任と役割等を総合的に評価・決定し、取締役会の諮問委員会であるコーポレートガバナンス委員会の審議・答申を踏まえたうえで、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会において決議することとしております。また、株式報酬については、取締役会により決議された株式報酬規程に基づいて算定された個人別の割当株式数について、コーポレートガバナンス委員会の審議・答申を踏まえたうえで、取締役会において決議することとしております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、代表取締役社長が取締役会の一任を受け、コーポレートガバナンス委員会の審議・答申を経たうえで、決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2010年６月24日開催の第39回定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役分が年額20,000千円以内）と決議されております。（ただし、使用人分給与は含まない。）当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は６名（うち、社外取締役は１名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で2019年６月21日開催の第48回定時株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額40,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は３名です。

監査役の金銭報酬の額は、1999年６月24日開催の第28回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は１名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の基本報酬については、取締役会決議に基づき代表取締役社長小坂友康がその具体的内容について委任を受けるものとしております。委任された権限の内容は、個人別の報酬額の具体的内容を決定する権限であり、当該権限を委任した理由は、業務全般を把握している代表取締役社長に委任することが合理的と考えられるからであります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の人数
		基本報酬（金銭報酬）	株式報酬（非金銭報酬）	
取締役 （うち社外取締役）	82,928千円 （ 7,200千円）	69,600千円 （ 7,200千円）	13,328千円 （ —）	5名 （ 2名）
監査役 （うち社外監査役）	24,000千円 （ 7,200千円）	24,000千円 （ 7,200千円）	—	5名 （ 3名）

（注）1. 上記の監査役の支給人員には、2021年６月23日開催の第50回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役１名を含んでおります。
2. 株式報酬（非金銭報酬）は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(5) 非金銭報酬等の内容

取締役の非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬とし、譲渡制限期間の異なる譲渡制限付株式Ⅰ型（以下、「Ⅰ型」という）及び譲渡制限付株式Ⅱ型（以下、「Ⅱ型」という）を設定し、株式株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めております。

Ⅰ型は株式保有を通じた株主との価値共有の促進や当社の企業価値の持続的な向上に向けた長期インセンティブとして、譲渡制限期間を20年間から30年間までの間で当社取締役会が定める期間、Ⅱ型は中期経営計画に代表される当社の中期的な業績及び株価の上昇に向けた中期インセンティブとして、譲渡制限期間を３年間から５年間までの間で当社取締役会が定める期間としております。

6. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況等

社外監査役木之下圭氏はＭＳ＆ＡＤシステムズ株式会社の常務執行役員であります。同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	小　向　鋭　一	当事業年度開催の取締役会には、17回中17回出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、適宜質問、助言を行っております。 なお、同氏には、幅広い人脈を活かした業務執行部門の営業活動への協力及び事業拡大に寄与していただくことを期待しており、当事業年度においては、同氏の人脈を活かし、開発部門の新規顧客の開拓の支援を実施してまいりました。
社外取締役	下　島　文　明	当事業年度開催の取締役会には、17回中17回出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、適宜質問、助言を行っております。 なお、同氏には、経営者としての経験を活かし、当社経営への助言及び業務執行の適切な監督を行っていただくことを期待しており、当事業年度においては、取締役会において、経営方針や経営戦略について、自らの知見と経験に基づき助言を行ってまいりました。
社外監査役	田　﨑　　稔	当事業年度開催の取締役会には、17回中17回出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するため、適宜質問、助言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会には、19回中19回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	木之下　　圭	就任後開催の取締役会には、13回中12回出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するため、適宜質問、助言を行っております。また、就任後開催の監査役会には、14回中13回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

Ⅴ．会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

（注）1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は金融商品取引法上の監査に対する報酬等を含んでおります。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

(1) 監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(2) 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

Ⅵ. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社における業務の適正を確保するため、また財務報告の適正性を確保するため必要な体制の整備をしております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社（ＴＳＳ）は、「ＴＳＳ基本理念」、「ＴＳＳ企業行動原則」からなる「ＴＳＳ企業行動基準」を定め、取締役及び使用人が法令・定款及び企業倫理を遵守した行動をとるための規範としております。

また、「公益通報者保護規程」を定め、内部通報制度として「ＴＳＳヘルプライン」、社外通報制度として「パートナーホットライン」を設置・運営しております。

(2) 取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制

当社は「文書保存規定」を定め、取締役の職務の執行に関わる情報を文書にて保存・管理しております。

文書の保存期間は、主管部署ごとに「文書保存一覧表」として明示されており、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書等は永久保存、株主総会関係書類は10年保存とするなど、重要な書類は長期に保存・管理しております。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は「リスク管理規程」を定め、ビジネス上のリスクを識別し総合的にリスクをコントロールしております。また、内部統制委員会を設置し、コンプライアンス、財務報告に係る内部統制制度、リスク管理など全社レベルでの内部統制を行っております。

品質、情報セキュリティ、個人情報保護その他個別のリスクに対処するため専門の委員会を設け、リスクの把握及び対応を行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月１回定例開催しております。

また、経営と執行の分離及び責任と権限の明確化を図る観点から執行役員制度を導入し、経営上の最高意思決定を行う者を取締役、各業務部門の執行責任者である者を執行役員としております。

(5) 監査役の補助使用人に関する事項及び監査役補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議のうえ、経理部又は総務部から監査役を補助すべき使用人を指名することとしております。

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないこととしております。

(6) 取締役及び使用人の監査役への報告に関する体制、その他監査役監査の実効性を確保するための体制

取締役及び使用人は当社の業務又は業績に与える重要な事項について監査役に適宜報告するものとしております。

なお、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとしております。

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に関わる重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとしております。

また、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、内部監査担当及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査業務の達成を図ることとしております。

(7) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないこととしております。

また、報告を行った者に対しては、公益通報者保護規程に準じて報告者の保護と秘密保持に最大限の配慮を行うこととしております。

(8) 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、監査役の職務に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとしております。

また、監査役の職務の執行について生じる定常的な費用については、毎年予算化しております。

(9) 財務報告の信頼性・適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法等の関係法令・会計基準等の定めに従い、経理規程等を整備し、必要な内部統制環境を構築しております。

また、財務報告において不正や誤謬の発生するリスクを管理し、予防及び牽制を効果的に機能させることで、正確な財務諸表を作成するとともに、財務報告の信頼性・適正性を確保することに努めてまいります。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行いません。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取組について

①内部統制システムの重要な柱であるコンプライアンス体制についての有効性をさらに高める観点から、コンプライアンス委員会を設置しており、当事業年度は12回開催しました。同委員会において「行動推進方針及び実施計画」を策定し、ⅰ）コンプライアンス意識が根付く仕組みの運用、ⅱ）不正・不具合を顕在化させる仕組みの運用、ⅲ）監査機能が発揮されるための仕組みの運用、ⅳ）コンプライアンス意識の高い職場・風土の醸成の４項目を重点施策として取り組みました。主な実施内容としては、社員意識向上のための全社教育、不正防止のチェック、社内外通報制度・相談窓口の活用及びパートナー企業へのアンケート調査などを行いました。

②代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を年６回開催しました。同委員会ではⅰ）通報及び法令遵守状況、ⅱ）労務状況、ⅲ）コンプライアンス委員会の推進状況、ⅳ）財務報告に係る内部統制制度の運用状況、ⅴ）リスク管理規程に基づく全社的リスク評価結果、ⅵ）情報システム管理規程に基づくＩＴ環境評価（年１回）等について報告を行いました。

(2) リスク管理について

当社は「リスク管理規程」に基づき、当社において発生しうるビジネス上のリスクを「ビジネスリスク・チェックリスト」により識別し、リスクの評価、リスクへの対応を行いました。当事業年度は「ビジネスリスク評価検討会」を年４回開催し、関係部署より、リスクへの対応方針、対応状況について確認・評価し、その結果を内部統制委員会に報告しました。また、個別のリスクに対応するため、品質管理委員会を年３回、セキュリティ委員会（情報セキュリティ・個人情報保護）を年４回開催しました。

(3) 取締役の職務の執行について

当事業年度は、定時取締役会11回、臨時取締役会６回の計17回の取締役会を実施しました。取締役会においては、法令・定款及び取締役会規程で定めた経営上の重要な事項について審議・決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しました。

(4) 監査役の職務の執行について

①当事業年度は、定時監査役会12回、臨時監査役会７回の計19回の監査役会を実施しました。監査役会においては監査方針や監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執行状況、法令、定款等の遵守状況について監査しました。

②監査役は四半期決算毎に会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに、内部統制上又は経営上の重要事項についての意見交換を実施しました。

③監査役は、取締役会等に出席するとともに、代表取締役、取締役、執行役員との定期的な意見交換を行いました。

④監査役は、内部監査担当から定期的に内部監査の結果報告を受ける等、相互連携を図りながら監査を実施しました。

(5) 内部監査の実施状況について

内部監査担当は、内部監査計画書に基づき、業務全般にわたる監査を実施し、代表取締役社長に報告しました。

貸　借　対　照　表

(2022年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**10,648,866**
現金及び預金	8,431,467
売掛金及び契約資産	2,140,815
仕掛品	544
前払費用	79,988
その他	2,477
貸倒引当金	△6,426
固定資産	**1,482,647**
有形固定資産	**71,290**
建物	55,735
工具、器具及び備品	15,554
無形固定資産	**54,558**
ソフトウェア	54,370
電話加入権	188
投資その他の資産	**1,356,798**
投資有価証券	483,235
長期前払費用	270
繰延税金資産	754,593
敷金	103,701
その他	20,671
貸倒引当金	△5,675
資産合計	**12,131,513**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**1,886,625**
買掛金	776,029
未払金	192,834
未払費用	118,011
未払法人税等	293,109
未払消費税等	128,418
賞与引当金	346,927
その他	31,295
固定負債	**2,122,084**
退職給付引当金	2,066,219
その他	55,865
負債合計	**4,008,710**
純資産の部	
株主資本	**7,839,532**
資本金	**526,584**
資本剰余金	**576,405**
資本準備金	531,902
その他資本剰余金	44,503
利益剰余金	**7,346,916**
利益準備金	10,500
その他利益剰余金	7,336,416
繰越利益剰余金	7,336,416
自己株式	**△610,372**
評価・換算差額等	**283,270**
その他有価証券評価差額金	283,270
純資産合計	**8,122,803**
負債純資産合計	**12,131,513**

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損　益　計　算　書

(自　2021年４月１日
至　2022年３月31日)

(単位：千円)

科　目	金　額	
売上高		14,211,055
売上原価		11,679,793
売上総利益		2,531,261
販売費及び一般管理費		1,203,442
営業利益		1,327,819
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,560	
その他営業外収益	4,926	9,487
営業外費用		
固定資産除却損	10	10
経常利益		1,337,297
税引前当期純利益		1,337,297
法人税、住民税及び事業税	460,837	
法人税等調整額	△66,274	394,563
当期純利益		942,733

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

（自　2021年４月１日
至　2022年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	526,584	531,902	22,298	554,200	10,500	6,876,930
会計方針の変更による累積的影響額						113
会計方針の変更を反映した当期首残高	526,584	531,902	22,298	554,200	10,500	6,877,044
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△483,362
当期純利益						942,733
自己株式の処分			22,205	22,205		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	－	22,205	22,205	－	459,371
当期末残高	526,584	531,902	44,503	576,405	10,500	7,336,416

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計					
当期首残高	6,887,430	△622,901	7,345,313	233,805	233,805	7,579,119
会計方針の変更による累積的影響額	113		113			113
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,887,544	△622,901	7,345,427	233,805	233,805	7,579,232
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	△483,362		△483,362			△483,362
当期純利益	942,733		942,733			942,733
自己株式の処分		12,528	34,733			34,733
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				49,464	49,464	49,464
事業年度中の変動額合計	459,371	12,528	494,105	49,464	49,464	543,570
当期末残高	7,346,916	△610,372	7,839,532	283,270	283,270	8,122,803

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

個別注記表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項

1.　有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2.　棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

3.　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
工具、器具及び備品	３～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法を採用しております。

4.　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒れの実績等を勘案した繰入率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容、及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

受注ソフトウェアについては、顧客との契約で定められた成果物を顧客に引き渡すことが履行義務となっております。顧客との契約で定められた成果物に対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、成果物を顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用しております。履行義務の充足にかかる進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した売上原価が、予想される売上原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合については代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、顧客との契約で定められた成果物を顧客に引き渡し、顧客が検収をした時点で収益を認識しております。

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更）

「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

1.　会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、受注ソフトウェアに関して、従来は、ソフトウェアの進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足にかかる進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した売上原価が、予想される売上原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い受注ソフトウェアについては代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

なお、当該会計基準等の適用については、当該会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

2.　計算書類の主な項目に対する影響額

従来の方法と比べて当事業年度の損益計算書は、売上高は929千円減少し、売上原価は765千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ163千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は113千円増加しております。

3.　会計方針の変更に伴う表示方法の変更

前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」として表示しております。

「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用

1．　会計方針の変更の内容及び理由

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日）、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2019年７月４日）、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2019年7月４日）及び「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第９号　2019年７月４日）を当事業年度より適用しております。

2.　遡及適用しなかった理由等

当該会計基準の適用については、当該会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、当該会計基準が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

3.　計算書類の主な項目に対する影響額

計算書類に与える影響はありません。

Ⅱ．貸借対照表に関する注記

1.　売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

売掛金	2,140,815千円
契約資産	－千円

2.　資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	127,007千円

Ⅲ．株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	13,865,992	－	－	13,865,992
合計	13,865,992	－	－	13,865,992
自己株式				
普通株式	1,795,481	439	36,106	1,759,814
合計	1,795,481	439	36,106	1,759,814

(変動事由の概要)

譲渡制限付株式報酬の無償取得による増加	439株
譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分	36,106株

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月23日定時株主総会	普通株式	301,762	25.00	2021年3月31日	2021年6月24日
2021年10月29日取締役会	普通株式	181,599	15.00	2021年9月30日	2021年12月6日

(注) 2021年6月23日定時株主総会決議による1株当たり配当額には創立50周年記念配当10.00円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年6月23日開催の第51回定時株主総会において議案として付議する予定であります。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	181,592	15.00	2022年3月31日	2022年6月24日

Ⅳ．退職給付に関する注記

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職金規定に基づく退職一時金制度を採用しております。また、当社はポイント制を採用しており、計算の基礎に予想昇給率を組み入れておりません。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,966,113千円
勤務費用	132,679千円
利息費用	19,661千円
数理計算上の差異の発生額	4,660千円
退職給付の支払額	△80,725千円
退職給付債務の期末残高	2,042,388千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	2,042,388千円
未認識数理計算上の差異	23,831千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,066,219千円
退職給付引当金	2,066,219千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,066,219千円

(3) 退職給付費用及びその他内訳項目の金額

勤務費用	132,679千円
利息費用	19,661千円
数理計算上の差異の費用処理額	16,695千円
確定給付制度に係る退職給付費用	169,035千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	1.0%

Ⅴ．税効果会計に関する注記

1.　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	632,263千円
賞与引当金	106,159千円
未払法定福利費	16,074千円
減価償却費	862千円
未払事業税	19,820千円
ゴルフ会員権	12,631千円
株式報酬費用	17,704千円
長期未払金	17,094千円
その他	72,430千円
繰延税金資産小計	895,041千円
評価性引当額	△15,547千円
繰延税金資産合計	879,494千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△124,900千円
繰延税金負債合計	△124,900千円
繰延税金資産純額	754,593千円

2.　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

Ⅵ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については預金等に限定し、資金調達については自己資金で賄っております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては取引先別に期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金はそのほとんどが一ヶ月以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等については、次表に含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	481,555	481,555	－
資産計	481,555	481,555	－

（注）市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	1,680

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

3.　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	481,555	－	－	481,555
資産計	481,555	－	－	481,555

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

Ⅶ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント	情報システムサービス	合計
	ソフトウェア開発		
金融	10,534,004	263,505	10,797,509
非金融	3,413,545	－	3,413,545
顧客との契約から生じる収益	13,947,550	263,505	14,211,055
外部顧客への売上高	13,947,550	263,505	14,211,055

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社のソフトウェア開発事業では、主として顧客独自の仕様を持つソフトウェア開発を行っており、顧客との契約で定められた成果物を顧客に引き渡すことが履行義務となっております。顧客との契約で定められた成果物に対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、成果物を顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用しております。

これは、当社が開発を行っているソフトウェアは、顧客独自の仕様を持つことから別に転用できない資産が生じ、かつ、完了した部分については対価を強制的に収受する権利を有するからであります。また、成果物の顧客への移転と当社が投入する工数（すなわち、発生する原価）の間には直接の関係があるため、対価の履行義務の充足にかかる進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した売上原価が、予想される売上原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合については代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、顧客との契約で定められた成果物を顧客に引き渡し、顧客が検収をした時点で収益を認識しております。

ソフトウェア開発に関する取引の対価は、顧客による成果物の検収後、概ね３か月以内に受領しております。そのため、顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

当社は分解情報として、「金融」「非金融」と表示しておりますが、収益を認識する方法は同一であります。

3.　当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
	期末残高
顧客との契約から生じた債権	2,140,815
契約資産	－
契約負債	－

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、当初に予定される顧客との契約期間が１年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

Ⅷ．１株当たり情報に関する注記

1.　１株当たり純資産額　670円96銭

2.　１株当たり当期純利益　77円95銭

Ⅸ．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月18日

株式会社　東邦システムサイエンス
　　取　締　役　会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　葛　貫　誠　司

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　井　澤　依　子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社東邦システムサイエンスの2021年４月１日から2022年３月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、また社外取締役との定期的な意見交換を通じ、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類・契約書等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。さらに代表取締役、取締役、執行役員と定期的に意見の交換を行いました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらにはそれらをもとに、会計監査人の評価・選解任に係る相当性に関し検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、該当内部統制システムの体制整備・運用に関しては、事業環境の変化を踏まえ継続的な改善が図られており、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月20日

株式会社東邦システムサイエンス　監査役会

常勤監査役	渡　辺　敏　男	㊞
監　査　役	高　橋　　誠	㊞
社外監査役	田　﨑　　稔	㊞
社外監査役	木之下　圭	㊞

以　上

株主総会会場ご案内

会 場

東京都千代田区九段北四丁目２番25号

アルカディア市ヶ谷（私学会館）４階 鳳凰の間

電話：(03) 3261－9921（代表）

交通のご案内

- ＪＲ　　ＪＲ駅 …… 市ヶ谷駅 徒歩２分
- 都営　　新宿線 …… 市ヶ谷駅（Ａ１またはＡ４）出口から徒歩２分
- 東京メトロ　　有楽町線・南北線 … 市ヶ谷駅（１またはＡ１）出口から徒歩２分

※ 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915 www.fsc.org

UD FONT by MORISAWA

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。